

関東信越地方年金記録訂正審議会神奈川第2部会（第20回）議事要旨

1. 日 時 平成28年2月9日（火） 14時00分から15時00分まで
2. 場 所 横浜地方合同庁舎5階 第4委員会室
3. 出席者 横田部会長、高藤委員、正岡委員、益子委員
4. 議 題
処分案等の審議
5. 会議経過
処分案等の審議（国民年金 1件、厚生年金保険 2件）
国民年金事案1件について、部会として年金記録を訂正する必要があると決定した。
また、厚生年金保険事案2件について、部会として年金記録を訂正する必要はないと決定した。

関東信越地方年金記録訂正審議会神奈川第3部会（第20回）議事要旨

1. 日 時 平成28年2月9日（火） 14時00分から16時00分まで
2. 場 所 横浜地方合同庁舎5階 第1委員会室
3. 出席者 石井洋子部会長、石井洋二郎委員、高井委員、宮島委員
4. 議 題
処分案等の審議
5. 会議経過
処分案等の審議（厚生年金保険 3件）
厚生年金保険事案3件について、部会として1件を年金記録を訂正する必要があると決定し、残りの2件については年金記録を訂正する必要はないと決定した。

関東信越地方年金記録訂正審議会神奈川第4部会（第20回）議事要旨

1. 日 時 平成28年2月9日（火） 13時55分から14時40分まで
2. 場 所 横浜地方合同庁舎5階 第6委員会室
3. 出席者 建部部会長、石澤委員、濱田委員、村木委員
4. 議 題
処分案等の審議
5. 会議経過
処分案等の審議（厚生年金保険 1件）
厚生年金保険事案1件について、部会として年金記録を訂正する必要があると決定した。

関東信越地方年金記録訂正審議会神奈川第5部会（第21回）議事要旨

1. 日 時 平成28年2月10日（水） 13時55分から15時30分まで
2. 場 所 横浜地方合同庁舎5階 第6委員会室
3. 出席者 松浦部会長、柳下委員、富永委員、永島委員、寺岡委員
4. 議 題
処分案等の審議
5. 会議経過
処分案等の審議（国民年金 3件）
国民年金事案3件について、部会として1件を年金記録を訂正する必要があると決定し、残りの2件については年金記録を訂正する必要はないと決定した。

関東信越地方年金記録訂正審議会神奈川第1部会（第21回）議事要旨

1. 日 時 平成28年2月18日（木） 14時00分から14時30分まで
2. 場 所 横浜地方合同庁舎5階 第4委員会室
3. 出席者 高荒部会長、岡村委員、関原委員、辺見委員
4. 議 題
処分案等の審議
5. 会議経過
処分案等の審議（厚生年金保険 1件）
厚生年金保険事案1件について、部会として年金記録を訂正する必要はないと決定した。

関東信越地方年金記録訂正審議会神奈川第2部会（第21回）議事要旨

1. 日 時 平成28年2月23日（火） 14時00分から14時50分まで
2. 場 所 横浜地方合同庁舎5階 第4委員会室
3. 出席者 横田部会長、高藤委員、正岡委員、益子委員
4. 議 題
諮問案件の審議
5. 会議経過
諮問案件の審議（脱退手当金 1件）
諮問案件について審議を行った。
諮問案件について、被保険者が脱退手当金を受給しているかなどの審議を行い、それらを総合考慮し請求を認めるべきか、さらに調査すべき点があるかなどについて、議論が行われた。

関東信越地方年金記録訂正審議会神奈川第4部会（第21回）議事要旨

1. 日 時 平成28年2月23日（火） 13時55分から15時55分まで
2. 場 所 横浜地方合同庁舎5階 第6委員会室
3. 出席者 建部部会長、石澤委員、濱田委員、村木委員
4. 議 題
処分案等の審議
5. 会議経過
処分案等の審議（厚生年金保険 1件）
厚生年金保険事案1件について、部会として年金記録を訂正する必要があると決定した。

関東信越地方年金記録訂正審議会神奈川第1部会（第22回）議事要旨

1. 日 時 平成28年2月24日（水） 14時00分から15時00分まで
2. 場 所 横浜地方合同庁舎5階 第4委員会室
3. 出席者 高荒部会長、岡村委員、関原委員、辺見委員
4. 議 題
処分案等の審議
5. 会議経過
処分案等の審議（厚生年金保険 1件）
厚生年金保険事案1件について、部会として年金記録を訂正する必要があると決定した。

関東信越地方年金記録訂正審議会神奈川第5部会（第22回）議事要旨

1. 日 時 平成28年2月24日（水） 13時50分から15時30分まで
2. 場 所 横浜地方合同庁舎5階 第6委員会室
3. 出席者 松浦部会長、柳下委員、富永委員、永島委員、寺岡委員
4. 議 題
処分案等の審議
5. 会議経過
処分案等の審議（厚生年金保険 2件）
厚生年金保険事案2件について、部会として1件を年金記録を訂正する必要があると決定し、残りの1件については年金記録を訂正する必要はないと決定した。